

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(30) 地籍整備の推進	本省	—	5,530 (6,530)	5,203	▲327	▲347
事案の概要	地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界や面積等を調査し、土地の基礎的情報を明確化することで、災害復旧やインフラ整備の円滑化等を図るために実施しており、国が調査を実施する自治体を支援するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

国土交通省は、重点対象分野※以外の調査が実施されていることを踏まえ、自治体の事業計画が重点対象分野の範囲内での調査計画となっているか厳しくチェックすべき。

また、重点対象分野それぞれの具体的な範囲について、適切性の判断基準をよりきめ細かく策定し、地籍調査が効率的にかつ真に調査が必要な地域においてのみ実施されるよう不断に見直すべき。

※重点対象分野：①社会資本整備、②防災対策、③都市開発、④森林施業・保全等、⑤所有者不明土地対策

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

国土交通省は、自治体による民間測量成果の把握・活用が不十分である状況を踏まえ、自治体による民間測量成果の把握を可能にする新たな仕組みを構築するための検討を早急に進めるべき。

また、自治体が国土調査法第19条第5項の指定申請を代行する制度の活用が図られるように自治体への周知を徹底すべき。

3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

国土交通省は、社会資本整備と併せた地籍調査を促進するため、自治体内において地籍調査部局と事業実施部局が適切な連携を進めるためのガイドラインを作成するなど、自治体に対する働きかけを強化すべき。

反映の内容等

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

国土交通省において、重点対象分野に関する事業予定区域等を含まない調査には、原則、予算を配分しないこととしたほか、防災上重要な地区の調査への優先配分や、重点対象分野に関する事業予定区域等が調査区域面積に占める割合及び市街化調整区域の面積割合を考慮するなど、令和3年度以降の予算配分の査定基準を精緻化して自治体に通知し、それに基づき支援対象の絞り込みを行った。(反映額：▲347百万円)

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

自治体内における地籍調査部局と、民間測量の実施情報を把握しうる都市部局等との連携強化を促進するため、国土交通省が両部局に対する通知の発出及び先進事例の情報提供を行うとともに、民間測量成果の実態を調査・分析し、効率的に入手・活用する手法を手引きとしてまとめる。併せて、定期開催される都道府県担当者会議や国土調査研修等を通じ、法第19条第5項指定申請の代行制度の周知・普及を徹底する。

3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

自治体内における地籍調査部局と、社会資本整備事業の実施部局との連携強化を促進するため、国土交通省が先進事例等を盛り込んだガイドラインを令和2年度内目途に発出する。また、社会資本整備と一体となって実施する地籍調査に対する新たな個別補助制度を令和3年度に創設し、社会資本整備と連携した地籍調査を計画的かつ集中的に推進することとした。